日本キャプティブ協議会

第7回JCCセミナー開催

「キャプティブの法務」で情報提供

日本キャプティブ協議会（JCC）は9月18日、東京都港区の瓜生・糸賀法律事務所内会議室で、第7回JCCセミナーを開催した。今回はキャプティブの法務をめぐって情報提供が行われ、同法律事務所の所属弁護士である宍戸一樹氏が、キャプティブ活用におけるリーガルリスクと規制環境の動向について解説した他、JCC各理事が海外キャプティブドミサイルの最新情報などを紹介した。当日はキャプティブに関心を持つ企業関係者が出席するとともに、オンラインからも多数が視聴した。

キャプティブに関心を持つ企業関係者が集まった

セミナーの冒頭、㈱クールパートナーシップス代表で7月にJCC理事長に就任した寺田耕治氏があいさつした。寺田氏は自己紹介してから、近年、保険金不正請求問題や保険料調整行為問題などを受けて改正保険業法が成立するなど保険業界が大きな変化に差し掛かる中、キャプティブは今後ますます重要になってくるとの見通しを述べた。また、キャプティブの本質は保険を設計・引き受け・最適化するプロセスにあり、単なるコスト削減手段ではなく、企業のガバナンスや価値向上に資する戦略的ツールであるとする一方、日本ではキャプティブの理解と普及がまだ発展途上であり、経営戦略としての活用には大きな伸びしろがあると説明。JCCとしては、企業経営者、行政、金融機関、保険事業者などさまざまなステークホルダーに向けてキャプティブの役割と機能が正しく理解されるよう啓発活動を強化していくとした上で、「日本企業がより健全なリスクマネジメントを築いていけるよう微力ながら尽力していきたい」と述べた。

寺田理事長

宍戸弁護士

続いて登壇した宍戸弁護士は、一連の不祥事で5月に成立した「令和7年保険業法改正」の成立背景と損保業界の今後の見通し、また、規制強化がキャプティブに及ぼす影響などについて解説した。

前半は、保険業法改正の背景として、旧ビッグモーター社による保険金不正請求問題と大手損保会社による保険料調整行為問題の経緯を詳しく紹介するとともに、それぞれの事象の意味合いや世間の反応、金融庁の動きなどについて解説した。保険料調整行為問題では、金融庁から損保大手4社に業務改善命令が発せられるとともに、公正取引委員会から独禁法違反として20億円あまりの課徴金の納付命令が下されたことについて触れ、「4社が支払った20億円超は、カルテルの課徴金における世界水準からすれば決して大きな金額ではないが、監督官庁がある保険業界でカルテルが発生したということで、今後、金融庁による監督がこれまで以上に厳しくなるという効果の方が4社にとってはより大きな問題ではないか」と述べた。

弁護士がリーガルリスク・規制環境の動向解説

後半は主に、保険業法改正の概要やポイント、保険業界の今後の見通しについて紹介してから、保険業法改正のキャプティブ活用への影響をキャプティブオーナー、元受保険会社、海外キャプティブ子会社に分けて説明した。キャプティブオーナーや海外キャプティブ子会社については保険業法の適用を受けないことから、基本的に直接影響を及ぼすことはないものの、元受保険会社が改正保険業法への対応を迫られることによる間接的な影響が生じる可能性はあると指摘した。

最後に、企業内代理店のM&Aや業界再編といった最近の動向を紹介した上で、キャプティブの今後の展望について説明。一連の不祥事による規制強化に伴って、企業がこれまで加入していた保険商品の保険料が上昇したり、加入できなくなったり、といった動きがみられ、今後もこうした傾向が続くとの見通しを示した上で、「企業としては自社のリスクのカバーを保険会社から調達するのではなく、海外にキャプティブ子会社を設立してリスクに対応していく、といった流れが今まで以上に活発になる可能性がある」と述べた。

続いて、マレーシアの金融特区であるラブアン国際事業金融センター（ラブアンIBFC）の戦略企画・投資家リレーション部副部長であるセリーン・リャオ氏がオンラインを通じてプレゼンテーションを行った。JCC理事の荒木直義氏（ジャパン・リスク・スペシャリスト代表）がリャオ氏の経歴を紹介し、通訳を務めた。リャオ氏については、ラブアン金融庁で10年以上にわたって事業政策や租税関係のコンプライアンスの業務に携わった経験を持ち、実際の監督当局としての知識と経験を生かして現在、オフショア金融センターのマーケティング部門であるラブアンIBFCの責任ある立場を務めていると紹介した。

リャオ氏は、ラブアン島の地理的位置やマレーシア国内でのポジション、主な産業などを紹介してから、ラブアンIBFCの概要や特徴について説明。金融センターとしての優位性について、「堅牢で現代的で国際的に認められた法的枠組み」「シンプルで魅力的な税制」「クロスボーダー取引、商取引、リスク管理、保険、資産管理などのニーズに対するさまざまなソリューションを従来型、デジタル型、またはシャリーア準拠のオプションで用意している」などと説明し、「世界の投資家や企業に最適なビジネス環境を提供している」と述べた。

また、キャプティブ制度については、ピュアキャプティブ、マルチオーナーキャプティブ、グループキャプティブ、エージェンシーキャプティブ、マスターレンタキャプティブ、PCC（プロテクテッド・セル・キャプティブ）など多様な形態が法規上認められており、柔軟な設立が可能だと説明。キャプティブマーケットの現状として、直近の成長率は16・4％とマーケットが拡大しており、現在71のキャプティブ（ピュアキャプティブ36、レンタキャプティブ22、PCC13、PCCのセルは31）が設立されていると紹介した。

次に、武井一徳理事（RAMインターナショナル代表）が、ミクロネシアやハワイのキャプティブドミサイルに関する現地や日本でのセミナー情報を紹介。自身の経験も交えながら各セミナーの特徴やポイントについて説明した。最後に、内山範昭理事（JWGコンサルティング代表）が、ハワイキャプティブ保険協議会主催で11月に開催されるキャプティブセミナーを紹介した後、昨今のキャプティブ業界の動向やトピックについて説明してプログラムが終了した。この後、質疑応答や名刺交換会が行われ、登壇者と参加者はキャプティブを中心に意見交換を行った。